

益田市ヤングケアラー相談窓口を設置しました

「ヤングケアラー」とは、例えばこんな子どもたちです

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行なっている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合は、すこし注意が必要です。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：子ども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>) (参照：令和5年9月13日)

- 自分はやングケアラーかもしれない
 - 「ヤングケアラーかも？」と気になる子どもがいる
- こんな場合は、ひとりで悩まずに相談・連絡してください。

相談窓口

市子ども家庭支援課「子育てあんしん相談係」【相談専用電話(無料)】 ☎ 0120-71-7867 なやむな

【相談受付時間】 8:30～17:15 (土・日・祝日、年末年始休み) 駅前町 17-1 市立保健センター (駅前ビル EAGA2 階)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

松江地方法務局と島根県人権擁護委員連合会では、女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るための取組として、次のとおり全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を定め、通常より時間を延長して電話相談を受付けます。

夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などでお困りの方、周りですういったことを見聞きしたという方は、ひとりで悩まずにご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。安心してご相談ください。

※法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

「女性の人権ホットライン」強化週間

11月15日(水)～21日(火)

☎ 0570-070-810

8:30～19:00

(土・日曜日は 10:00～17:00)

【問い合わせ先】 松江地方法務局人権擁護課 ☎ 0852-32-4260